

意欲と能力のある林業経営体の登録および公表実施要領

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
滋森政第 593 号 令和元年 6 月 19 日

第 1 目的

この要領は、充実する森林資源を適切に管理していくための受け皿となりうる意欲と能力のある林業経営体を登録し、森林所有者、市町等の事業発注者がその登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

第 2 林業経営体の登録

(1) 本要領の登録等の対象となる林業経営体とは、下記の条件を満たす者とする。

- ① 県内の自己または他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により、または他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている者
- ② 「滋賀県木材業者および製材業者登録条例」に基づき登録されている者

(2) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 36 条に規定にする都道府県が選定する民間事業者は、本要領により登録された林業経営体（以下「登録林業経営体」という。）とする。

(3) 林業経営体の登録等は、公募により行うものとし、募集時期等については別に定める。

第 3 登録の申請

(1) 本要領の登録を受けようとする者（以下、「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した林業経営体登録申請書（様式 1）を知事に提出するものとする。

- ① 基本情報（住所、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 雇用の状況に関する情報（職員数、雇用管理者、社会・労働保険等への加入状況等）
- ③ 技術者・技能者数に関する情報
- ④ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）
- ⑤ 生産性の増加または生産性の向上に関する情報（素材生産、造林等）
- ⑥ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- ⑦ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- ⑧ 主伐後の再造林の確保に関する情報
- ⑨ 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- ⑩ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ⑪ 雇用管理の改善に関する情報
- ⑫ コンプライアンスの確保に関する情報
- ⑬ 常勤役員の設置に関する情報
- ⑭ 経理状況の概要に関する情報

(2) 前項の申請書には、次の①～⑨に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 1 項の認定を受けた事業主（以下、「認定事業主」という。）である場合は、①～⑤の書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票
- ② 納税証明書

- ③ 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式
 - ④ 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
 - ⑤ 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し
 - ⑥ 直近3か年の貸借対照表および損益計算書
 - ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請として、完成、引き渡し完了した過去5年間の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）
 - ⑧ 行動規範を作成している場合は、その写し
 - ⑨ その他知事が定める書類
- (3) 知事は、必要に応じ登録申請者に対して登録申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

第4 市町による民間事業者の推薦

- (1) 知事は、登録基準（別記1）における当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていると認めるときは、当該林業経営体が経営管理実施権を受けることを希望する市町ごとに、林業経営体に関する情報を当該市町の長に提示するものとする。
- (2) 市町の長は、提示された情報および法第36条第2項に規定する要件を踏まえて、必要に応じて登録すべき民間事業者の推薦を行うものとする。

第5 登録および公表の実施

- (1) 知事は、第3による登録申請書の提出があつた場合において、登録基準（別記1）における当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を満たしていると認めるときは、第4の（2）による市町からの推薦を受けた場合はその意向も踏まえた上で、次に掲げる事項を林業経営体名簿（様式2）に登録するものとする。
 - ① 第3の（1）の①から⑬までに掲げる事項
 - ② 登録番号および登録年月日
 - ③ 登録情報の変更年月日
- (2) 知事は、第5の（1）の規定に基づく登録の有無について、遅滞なく、林業経営体登録合否通知書（様式3）により登録申請者に通知するものとする。
- (3) 知事は、第5の（1）の規定に基づく登録を行ったときは、遅滞なく、林業経営体名簿を県ホームページにおいて公表するものとする。
- (4) 登録等に要する期間は、知事が申請書を受理した月の末日から2か月間とする。
- (5) 登録および公表日は、第5の（4）登録等に要する2か月後の翌月1日とする。

第6 登録の有効期間

- (1) 第5の（1）および（2）の登録の有効期間は、林業経営体登録申請書（様式1）の別紙の5に記載する目標とする事業年度の期間までとする。（最大5年）
- (2) 登録の更新を希望する登録林業経営体は、登録の有効期間終了日の2か月までに、第3に準じて登録の更新申請をすることができるものとする。

第7 変更の届出

- (1) 登録林業経営体は、第3の（1）の①の基本情報に変更があつた場合は、知事に林業経営体名簿の変更届出書（様式4）を提出しなければならない。
- (2) 登録林業経営体は、第3の（1）の②～⑭に定める事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に林業経営体名簿の変更届出書（様式4）を提出することができるものとする。

- (3) 登録林業経営体は、登録要件を満たさなくなる変更事案が発生した場合は、林業経営体名簿の登録取消申出書（様式6）により知事に届け出なければならない。
- (4) 知事は、第7の（1）および（2）の規定に基づく変更届出があった場合において、その内容が第3の（1）および（2）に定める基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- (5) 第7の（1）および（2）の規定による変更届出書は、第3の（2）の規定を準用するものとする。

第8 実施状況報告

登録林業経営体は、林業経営体名簿に記載した目標に基づく毎事業年度の実施状況について、実施状況報告書（様式5）により、事業実施の翌年から目標年までの間、毎年事業の終了後、3月を超えない日までに知事に報告するものとする。

第9 登録の取消

- (1) 知事は、登録林業経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
 - ① 登録林業経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - ② 登録林業経営体から、林業経営体名簿の登録取消について（様式6）により、申し出があった場合
 - ③ 登録の申請または変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - ④ 登録基準を満たさなくなる事案を確認したとき
 - ⑤ その他知事が定める場合
- (2) 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を林業経営体名簿の登録取消通知書（様式7）により登録林業経営体に通知するものとする。ただし、第9の（1）の①に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

付則

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

別記1 登録基準

○素材生産を行う林業経営体の基準 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

○造林保育を行う林業経営体の基準 (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10)

※当該基準は、法第36条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する滋賀県の基準とする。

項目	基準	基準の補足説明	適用	
			生産	造林
(1)生産量の増加または生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、または生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量または生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p>	<p>「一定の割合」については、5年間で約2割または3年間で約1割とする。</p> <p>「一定の水準」とは、生産量は5,000m³/年、生産性は間伐8m³/人日、主伐11m³/人日とする。</p>	○	
(2)生産管理または流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <p>①作業日誌の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>②製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>		○	
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下列の省略等に取り組んでいること。</p>		○	○
(4)主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること、または1年以内に該当すること。</p> <p>①主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。</p> <p>②主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする（ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。）</p>	○	○

<p>(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>以下の両方もしくはいずれかに該当すること、または1年以内に該当すること。</p> <p>①素材生産または造林・保育に関し3年以上の事業実績を有すること。</p> <p>②所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。</p>	<p>「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年間」は連続していることを要さない。</p> <p>「3年間」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年間以上の現場従事実績を有している場合など作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p>	<p>「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。</p> <p>行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備していること。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策</p>	<p>以下のすべてを満たしていること、または1年以内に満たしていること。</p> <p>①林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく滋賀県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組またはこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>②現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>③労働災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>④以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。</p> <p>(ア)健康保険法第48条の規定による届出</p> <p>(イ)厚生年金保険法第27条の規定による届出</p> <p>(ウ)雇用保険法第7条の規定による届出</p>	<p>「滋賀県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組またはこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組とする。</p> <p>①現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生等の雇用管理の改善</p> <p>②リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策</p> <p>「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、またはこれらと同等の技能を有していることをもって基準を満たしているものとする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>①業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>②業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③国、都道府県または市町から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤その他森林の経営管理を適切に行うことができないまたは森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p>	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員もしくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人またはその支店もしくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「その他森林の経営管理を適切に行うことができないまたは森林の経営管理に関し不正もしくは不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(9) 常勤役員の設置</p>	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>		<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(10) 経理状況</p>	<p>以下の基準を満たしていること。</p> <p>①直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書またはこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。</p> <p>②経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>	<p>「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <p>①法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）および経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間に於いて全てマイナスという状態になっていないこと。</p> <p>②個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないことまたは直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。</p> <p>③これらを満たさない場合、中小企業診断士または公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>